



IASB ボードメンバー Wei-Guo Zhang（張 為国）氏に訊く 「中国の財務報告とIFRS」

IASBボードメンバー Wei-Guo Zhang
(張 為国)

IFRS財団アジア・オセアニアオフィス ディレクター 竹村 光広
たけ むら みつ ひろ



左から、Wei-Guo Zhang氏、竹村光広氏

本誌では、国際会計基準審議会（IASB）理事であるWei-Guo Zhang（張 為国）氏が、フレームワーク・ベースのIFRS教育に関するワークショップの講師として中国の厦門国家会計学院を訪問されたのを機に、「中国の財務報告とIFRS」をテーマとして、IFRS財団アジア・オセアニアオフィス ディレクターの竹村光広氏にインタビューを実施いただいた。

インタビューでは、中国におけるIFRS教育、中国の財務報告制度、IFRS財団及びIASBに対する中国の貢献、日本と中国との今後などについてお話を伺った。是非、ご一読いただきたい。

（機関紙編集委員会）

※ ここで述べられている意見に係る部分は、出席者の個人的な見解であり、必ずしもIASB及びIFRS財団の公式見解ではないことにご留意いただきたい。

I 中国におけるIFRS教育

1 厦門国家会計学院の設立経緯



厦門国家会計学院 外観

竹 村 中国には、北京、上海、厦門に国家会計学院がありますが、財政部が国家会計学院を設立した経緯、教育内容、学生数、施設の概要を教えてくださいませんか。

Zhang 現在は財政部が3つの国家会計学院を支援していますが、中国国務院が設立したものであり、始まりは前国務院総理のZhu Rongji（朱 鎔基）氏のアイデアでした。彼は、そうした国家会計学院が必要であると考えました。彼は決断力のある人で、ビジネスのやり方をよく知っていましたから。リーダーが、お金を稼ぎ出す方法やビジネスのやり方を知っていなければ、事はうまく運びません。私が大学の会計学部長だった1990年頃、すべての一流大学は、新しいキャンパスを作る必要はないと考えていました。例えば、上位30の大学に資金だけ配分して、大学がそのお金を研修に使うというわけです。後日、中央政府は資金だけ配分することはしないという決定を下しました。

大学教育の役割と会計学院の役割は異なります。大学は通常のプログラムに重点を置っていますが、会計学院ではオン・ザ・ジョブ・トレー

ニングに重点が置かれています。Rongji氏の会計学院を設立するというアイデアは素晴らしいと感じています。

規模についてですが、現在、それぞれの国家会計学院は毎日同時に最低1,000人の研修生を受け入れることが可能だったと思います。本当に多くの教室がありますので、実際には1,000人より多いかもしれません。ちなみに、厦門国家会計学院は中規模です。上海国家会計学院のほうがずっと大きいですね。北京は比較的小規模です。正確な数は分かりませんが、国家会計学院では毎年、2万人か3万人が研修を受けます。

竹 村 2万人か3万人ですか。3か所の合計ですか、それとも各会計学院での人数ですか。

Zhang 各会計学院での人数です。いろいろなプログラムがありますので。10日間のプログラムもあれば、1週間や3か月のプログラムもあります。プログラムは、3つのカテゴリーに分けることができます。

1つ目は、政府援助によるプログラムです。政府がすべての費用を賄います。国家会計学院は財政部から予算を獲得しています。さらに、中央・地方政府機関が会計学院で職員を研修させる場合、費用の一部を賄わなければなりません。

2つ目のカテゴリーですが、すべての国家会計学院でMBAプログラムが実施されています。これは、フルタイム又はパートタイムのプログラムです。1つはMPAcc（Master of Professional Accountancy）と呼ばれるものです。学生は主に実務の研修を受け、卒業後は会計事務所だけでなく、産業界に就職する場合もあります。これは、専門MBAとも呼ば

れており、現在は30か40の中国の大学でそのような学位を取ることができます。ほかには、他の大学と共同でMBAプログラムを提供しています。例えば、上海国家会計学院とアリゾナ州立大学の共同プログラムです。

この共同プログラムは10年以上続いていて、フィナンシャル・タイムズのランキングに何度かランクインしたことがあります。20位くらいだったと思います。上海国家会計学院と香港中文大学との共同プログラムもあります。

竹 村 上海の国家会計学院で勉強すれば、アリゾナ州立大学の学位が取れるのですね。

Zhang また、上海国家会計学院には、財政部が助成しているアジア太平洋金融開発センターがあります。主な目的は、国際機関と連携して研修プログラムを国際的に学べるようにすることです。聞いたところでは、毎年40のプログラムを実施しているそうです。資金の一部は、世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、国連等が拠出しています。

竹 村 3種類のプログラムがあるとおっしゃいました。1つ目は政府援助のプログラム、2つ目はMBA。3つ目はどのようなものですか。

Zhang 3つ目は純粋に民間です。企業に施設を貸し出し、有料で国家会計学院の教育者に企業の従業員を教育してもらうこともできます。例えば、4大会計事務所の1つが300人の新人研修を行う場合、国家会計学院を利用することができます。

竹 村 とても便利ですね。

2 フレームワーク・ベースのIFRS教育に関するワークショップ

竹 村 今回、北京、上海、厦門

で開催しているワークショップについて詳しく教えていただけますか。その目的はどのようなものなのでしょう。

Zhang 中国への訪問時に、David Tweedie IASB前議長、Hans Hoogervorst IASB議長、Michel Prada IFRS財団評議員会議長が、国家会計学院を訪問しています。全員が国家会計学院の施設、中国政府の強い意志と熱心さに感銘を受けていました。私は、現在、IASB内の教育委員会の議長であり、Michael Wells氏はIFRS財団の教育研修担当ディレクターです。2012年9月にWells氏と一緒に北京、上海、廈門の国家会計学院を訪問しました。そして、各国家会計学院で1年に1つのプロジェクトを初めて実施することを決定しました。さらに、これらの3つのプロジェクトは、時間とコスト節減のために同時に開催したいと考えました。

竹村 北京、上海、廈門で行われている3つのワークショップの内容はそれぞれ異なるのでしょうか。

Zhang そうですね、少し異なります。中国では約40の大学にMPAccプログラムがありますが、廈門のプログラムは、主にそれらの大学の教育者がターゲットです。目的は、IFRSをベースとするコースの教え方を大学教育者に教えることです。

上海では、ADB出資により、各地域の規制当局を対象とした研修プログラムを行っています。発展途上国では、規制当局を対象とした研修が十分ではなく、また、予算上の制約があるため、IASBのカンファレンスやアジア・オセアニア会計基準設定主体グループ(AOSSG)等の会議に出席することが難しいと感じ

ているようです。そこで、上海国家会計学院と話し合いました。上海国家会計学院は毎年、国際機関との共同プログラムを約40回実施していますので、ADBがそのような教育プログラムを支援するかどうか、ADBと話し合おうということになりました。

竹村 ADBが各地域の規制当局の航空券代や宿泊代を支払うんですね。

Zhang そのとおりです。プログラムは5日間にわたって行われ、4つのパートから構成されています。

最初のパートは、IFRSに移行した経験についての情報交換です。韓国、中国、IASBボードメンバーになる前は作成者であったDarell Scott氏、かつて規制当局に勤めていた私、ADBから財務マネージャーを、講演者として招きました。また、カンボジア、フィリピン、タイ、ベトナムの4か国も自国の経験について話してくれました。2つ目のパートは廈門のプログラムとよく似ています。

竹村 フレームワーク・ベースの研修ですね。

Zhang 教育方法ではなく、IFRSに基づくフレームワークを判断や見積りのためにいかに使うかについての研修です。

竹村 Wells氏が同じような、ただし、教育者ではなく規制当局のためのケース・スタディーを使って教えたのですね。

Zhang そうです。規制の観点からのケースについて議論しました。3つ目のパートは、公正価値測定、連結、収益認識、金融商品等の新しい主要基準の紹介です。最後のパートでは、宝山区にある鉄鋼工業団地を訪問し、巨大企業の管理方法や国

際基準の適用方法を学びます。

最後に、北京では1日のプログラムを行いました。生徒は主に主要企業や政府機関の教育指導者です。

3つのキャンパスで多くの人の研修を行っていましたが、まだ十分ではありません。会社や政府機関にも独自の研修プログラムがあります。そのため、教育指導者が研修を受けるために国家会計学院にやってくるのです。

竹村 これは先ほどの教育指導者のための廈門のプログラムと同じものですか。

Zhang 教育指導者のための研修であり、大学の教育者のためではありません。当該プログラムでは概念フレームワーク、公正価値測定、収益認識の3つのトピックをカバーします。面白いことに、当初、概念フレームワークはカバーしておらず、連結と金融商品を含めていました。しかし、概念フレームワークのほうが重要であるということになりました。

竹村 それは興味深いです。

Zhang 先月私は、北京の国家会計学院で概念フレームワークのディスカッション・ペーパーⁱだけを取り上げて、半日の講演を行いました。そのときに、国家会計学院の学長が、概念フレームワークの新しい考え方を伝えることのほうが重要だと感じたのです。

竹村 私も同じ意見です。昨日、Wells氏のフレームワーク・ベースの教育プログラムに出席しましたが、彼は概念フレームワークに基づくIFRS適用上の判断について話していました。概念フレームワークを知することは、IFRS適用の基礎であり、とても重要です。

Zhang 北京国家会計学院の学長はほかのコースよりも概念フレームワークのほうが重要だと感じたのです。ほかのコースは自分でできますから。彼らは連結等、多くの研修プログラムを実施してきました。しかし、概念フレームワークのディスカッション・ペーパーは、彼らにとっては、全く新しいものでした。

竹村 お話の中で、とても重要な点が出てきました。北京国家会計学院の学長が、連結や金融商品よりも概念フレームワークに関心を抱いたという点です。

Wells氏は、フレームワーク・ベースのIFRSについて、ケース・スタディーを使い、どのように考え、どのように判断を下すかを教えていました。中国では、会計基準の内容を記憶することよりも、どのように判断を下すかということが重視されるようになると思われますか。

Zhang 中国では伝統的に規則主義のほうが好まれます。しかし、企業の取引は複雑さを増しており、明確な答えが出ないことがあります。そして、明確な答えが出ないケースが増えています。そのような場合、判断を下さなければなりません。例えば、概念フレームワークに関連して、私は、長い間、日本や中国のような成文法の国では、負債と持分の区別が問題になるといったことはありませんでした。成文法の国では、明確な会社法があり、企業は、法的な枠組みにない新しい構造を持つことはできません。

竹村 企業は、法律に従い、法律に示されていないことはできませんからね。

Zhang そうです。あるいは、政府がそれを認めてからでなければで

きません。しかし、現在、中国では状況が劇的に変化しています。多くの民間企業、とりわけIT企業が、国内・海外の株式ファンドを使って設立されており、設立の際、負債と持分を混合した非常に複雑な構造を使いたいと考えています。北京での半日のアウトリーチの際、4大会計事務所と話したのですが、彼らはこのような設立形態を会計上どのように判断するのか中国で大きな問題になっているといっていました。このため、概念フレームワークの負債と持分の章が非常に重要であると考えられており、IASBが持分とその下位クラスを明確に定義できることを期待しています。

II 中国の財務報告制度

1 中国本土と香港に重複上場している企業の財務諸表間の差異

竹村 次に、中国の会計制度について伺いたいと思います。上海のプログラムで、最終日は上海の企業を訪問したとお話にありましたが、この企業とはIFRSを適用している企業ですか。それとも中国基準でしょうか。中国基準はIFRSと非常に似ているのでしょうか。

Zhang それは場合によって異なります。多くの中国企業は、国内市場と国際市場の両方に上場しています。これらの企業は大きく2つのグループに分けることができます。

1つは、旧国有企業です。日本の巨大企業と同様、非常に規模の大きい企業です。最大手の中国企業は中国本土だけでなく香港、米国、英国、シンガポールでも上場していますが、ほとんどの場合は香港です。本土以外で上場している企業は、大手銀行

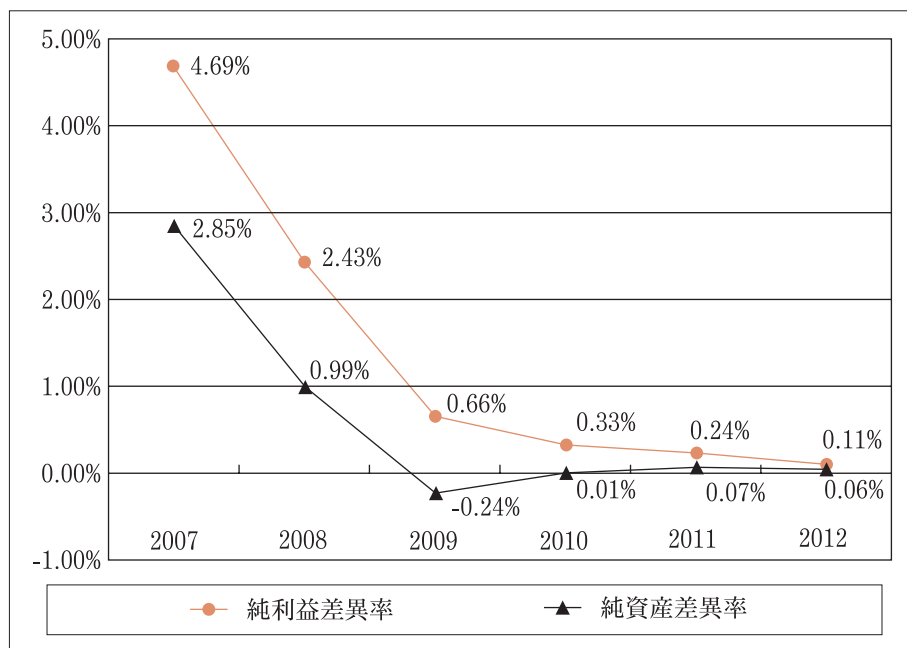
すべて、保険会社、電信電話会社、製鉄会社、自動車メーカー、船舶会社等です。

もう1つのグループは、純粋な民間企業です。IT業界、インターネット業界、製薬業界、メディア、クリーンエネルギー業界ではますます多くの民間企業が誕生しています。彼らは、NASDAQや香港での新規株式公開を目指しています。こうした企業は2種類の会計基準を使っています。中国本土では、中国基準に基づいて財務諸表を作成し、香港等では国際基準に基づいた財務報告を行っています。しかし、中国基準はIFRSとかなりコンバージェンスされているため、両者間での同等性の合意に基づいて、香港では中国会計基準も使うことができるようになりました。

竹村 中国では、本土の市場と香港の市場の両方に上場¹⁾したければ、中国基準とIFRSの2つの会計基準を使用しているのですね。

Zhang そのとおりです。図（次頁参照）をお見せしましょう。中国本土の市場と香港市場に重複上場している中国企業は、2種類の財務諸表を作成しなければなりません。そして、2種類の財務諸表を作成した企業は財務諸表で調整表を示さなければなりません。中国証券監督管理委員会（CSRC）は、会計基準の差異について1年に1回分析を行っています。純資産の差異の絶対額よりも、純資産の差異の総額が少なくなります。例えば、ある企業の有形固定資産の差額がプラス、棚卸資産の差額がマイナスであったとします。それを純額とすると、差異は相対的に少なくなります。この分析によって全体として、差異がどの程度あるのかを大まかに知ることができます。

図表 2007-2012年H株-A株純資産・純利益差異率比較



竹村 この図表から、差異が少しずつ小さくなっていることが分かります。

Zhang CSRCからは、分析対象である企業の約半数、これにはほとんどの銀行や保険会社が入りますが、全く差異がないと聞きました。

竹村 企業の差異がないというのは、中国基準がほぼIFRSと同じであるということですね。

Zhang 基準が同じであるということではありません。それには、理由があります。

竹村 相殺されているからですか。

Zhang いえ、いえ、理由はたくさんあります。IFRSと中国基準で特定の要求事項に違いがあるものの、中国企業には関係がなかったり、中国企業が関連する取引を行っていない場合、影響は生じないというのが最初の理由です。

2つ目ですが、IFRSは選択を認めています。中国側は中国本土の状況に基づいてそのうちの1つを選択しますが、IFRSではデフォルトの

選択ではないかもしれません。例えば、投資不動産の場合、IAS第40号でのデフォルトは公正価値ですが、中国基準でのデフォルトは取得原価です。生物資産でも同じ問題があります。しかし、IFRSの選択肢であるのだから、差異ではないとIASBは考えています。どちらか一方を好していたとしても、もう一方も認めているのですから。その結果、中国企業が投資不動産に原価モデルを使ったとして、監査人はそれがIFRSと異なるとは思いません。それでも、より多くの企業は、投資不動産に公正価値を使っています。

そして、3つ目ですが、年金のように、中国全土にわたり取引がないため、中国基準が全くカバーしていない分野があります。

竹村 年金がないのですか。

Zhang 中国の年金基準では、確定拠出年金しか取り上げられていないと思います。中国において年金は政府によって厳格に規制されており、基本的に確定給付制度は存在しません。そのため、2006年に中国が新基

準を公表した際、従業員給付基準において確定給付制度は全く取り扱われていませんでした。しかし、後になって企業は、場合によっては確定給付制度があることに気がきました。例えば、中国の大手企業が米国や日本に子会社を有している場合、確定給付制度がある場合もあります。連結財務諸表では確定給付制度を会計処理しなければなりません。また、外国企業の中国子会社にも確定給付制度があるかもしれません。

竹村 そうした企業も確定給付制度があることになりますね。

Zhang はい、でも多くはありません。したがって、2008年に、財政部はとても簡潔な解釈指針を公表しました。「中国基準に記載されていない取引がある場合、国際基準に従うことができる」というものです。

竹村 IFRSを参照せよということですね。

Zhang そうです。企業や監査事務所は、中国基準に明確な要求事項がない場合、国際基準を参照します。

会計基準の差異がより小さい結果となる4つ目の主な理由は、会計処理の見積りと選択に関連しています。私がCSRCで主任会計士を務めていたとき、規制上の審査レビューの過程で、企業が本土の財務報告書と国際的な報告書で異なる見積り又は異なるオプションを使っていることが差異の主な原因の1つであることに気がきました。例えば、本土の報告書では、企業は、税法で要求される見積りを選択したいと考えます。日本でも同じだと思います。有形固定資産のある種類の減価償却を例にとると、税法で要求される5%を用いるかもしれませんが、国際的な報告書には8%を使うといったケースが

多くありました。

2002年に、CSRC内部、そして、財政部とそのような処理は認めるべきではないと話し合いました。同じ経営者が2組の財務報告書を作成しているからです。どうやって同じ対象に2つの見積りが出せるのでしょうか。同様に、企業は、同じ取引に異なる選択肢を使っていました。国内報告用には先入先出法（FIFO）で、国際的な報告用には後入先出法（LIFO）です。我々は、これは認められないと結論を下しました。

竹村 FIFOかLIFOのどちらかを選択しなければならないということですね。

Zhang はい。CSRCが公表したそのような規則によって、報告される会計基準の差異はその年から著しく低減しました。



IASBボードメンバー

Wei-Guo Zhang氏

竹村 分かりました。ある国際的な監査法人が日本で主催したセミナーに出席したのですが、その監査法人の中国事務所のどなたかが、中国の会計基準は一字一句同じではないが、特徴は似ており、IFRSとかなり類似していると言っていました。しかし、まだ違いはあります。相違は会計処理のオプションです。中国企業がIFRSで容認されているオプ

ションを選択すればIFRSに準拠していることになります。次に、中国基準に規定がない場合、IFRSを参照することです。表現方法にわずかな違いがあるかもしれませんが、原則は同じです。

Zhang はい。一字一句を比較すれば、2つの基準が同じであるとは思わないでしょう。文言で比較できるものではないからです。中国基準の構造は、法律に基づいたものです。会計基準は法的な枠組みの一部であり、基準は法律に則って書かれなければならない。そのため、比較することは非常に困難です。しかし、原則や概念、考え方は同じか、非常に類似しています。

2 中国会計基準とIFRSとの主要な差異

竹村 難しい質問をしてもよいでしょうか。日本では、のれんのように一部主要な差異が残っています。日本基準では償却しますが、IFRSでは償却しません。開発費も日本基準ではすべて費用計上されますが、IFRSでは一部の資産計上を求めています。中国基準にもそのような主要な差異は存在するのでしょうか。それともそのような差異はないのでしょうか。

Zhang 主要な差異があるとすれば、先ほどの例のようなオプションの選択だと思います。IASBの中には、2つのグループがあります。オプションの変更を認めないことも含めて、どのような修正も行わずにアドプションすべきであるとするメンバーがいます。一方、デフォルトのオプションとして異なるものに制限・選択することはよいと考えているメンバーもいます。これは、中国基準とIFRSとの間に主要な差異が

あるかないかは、その人の見解に左右されるということです。

竹村 しかし、IFRSの下で容認されているオプションを選べば、IFRSに準拠していることになります。

Zhang そのとおりですが、これは大きな差異が生じている領域の1つです。

竹村 今週、米国財務会計基準審議会(FASB)議長のRussell Golden氏が来日して講演を行ったのですが、その講演の中で、彼は共通セットの会計基準を策定し、その上で国ごとに一定の差異を認めるべきだと述べました³⁾。各国が、その国の状況に応じて軽微な変更を行うことを認めるべきだと言っています。日本はわずかな差異を認めるというこの考え方に興味を抱くかもしれませんが、中国も興味を抱くと思われますか。

Zhang Golden氏の講演は知りませんが、目標として、私は高品質で国際的な基準の単一のセットを支持しています。同時に、ある状況では、各国のガイダンス（local guidance）は有用で必要かもしれないと思います。

竹村 必要ですか。

Zhang はい。わずかな差異は避けられないと思うからです。

竹村 国ごとに経済の状況が異なるからですか。

Zhang そうですね。まず、タイミングの違いがあると思います。米国で何かが起こったとして、他の国ではそのような事例が全く発生したことがないとしします。そのような場合、米国証券取引委員会（SEC）又はFASBは、国際基準ではカバーされていない規則を公表するかもしれません。日本でも、特別な事例が生

じて、応急処置のため、我々が新しい規則を定める必要があると政府や社会が考える可能性があります。

2つ目ですが、IFRSには一般的な要求事項はありますが、それらを特定の国の環境に適用した場合、一部の規定がそれほど密接に関係していない場合があります。そのような場合、各国の規制当局は、首尾一貫した適用が行われるように簡単なガイダンスを示したいと考えるかもしれません。以前、規制当局にいたときに、多くのケースをレビューし調査してきた経験から、個人的には、そのようなガイダンスは不適切ではなく適切だと考えています。IFRSは原則主義ですので、特定の状況において、企業が全く異なる会計上の選択や見積りを行っていた場合、市場参加者はそれを見過ごさないでしょうし、規制当局も見過ごすことができません。

例えば、10年ほど前にある中国大手企業が破綻し、清算目前でした。3つの上場企業がその会社の株式を保有していました。その3社が公表したアニュアル・レポートに市場は驚きました。1つ目の会社は、100%の減損を計上し、2つ目は50%、3つ目は30%の減損を計上していました。同じ会社に投資しているので、それほど異なる3つの見積りがあるべきではないと誰もが考えました。理由は非常に単純でした。100%の減損損失を計上していた企業は、高い利益を上げていたのです。減損が大きな問題ではなかったのです。そのようなケースを目の当たりにした場合、各国の規制当局が介入する可能性があります。それは避けられないですし、有用な場合もあると考えています。さもないと、投

資家は比較可能で有用な情報を、どうやってみることができるのでしょうか。

竹村 基準設定の問題ではなく、執行の問題であると思われますね。

Zhang はい。しかし、長期的にみれば、そのような差異は一時的な性質のものだと思います。

3 中国会計制度の仕組み

竹村 中国基準のガイダンス^{iv}に興味がありますので、ガイダンスについて集中的にお話を伺えればと思います。

まず、中国の会計制度の構造、ガイダンスがどこに位置しているか、中国の企業がどのように中国基準、又はIFRSを適用しているかをご説明いただけますか。

Zhang 中国の法的枠組みに基づく、会計に関連して最高位の階層にある法律は、会計法です。

竹村 会計法があるのですね。

Zhang そうです。もう1つが会計士法です。会社法にも会計に関する条項がいくつかあります。また、証券法にも会計に関する条項がいくつかあります。同様に、銀行法、保険法にも会計に関する条項がいくつかあります。これらは会計に関する基本的な法的要求事項です。

次の階層にあるのは、国务院が策定する行政法規です。国务院が行政法規を公布しています。これらも上位の階層に属しています。

その次の階層が、大臣が署名する省令です。そして、その次が、規範性文書です。違いは、この規範性文書が省令の下にあり、より詳細な要求事項を定めているという点です。規範性文書は、それを作成した特定の省庁の部署に基づいて名前が付けられます。例えば、財政部によって

公表された会計関連の規則には、「財会」というような名前が付けられています。「財」は財政部のこと、「会」は財政部の会計司のことです。

会計基準に関してですが、基本的な会計基準（簡素化された概念フレームワーク）が省令です。詳細で具体的な基準は規範性文書です。規範性文書も法的な文書で、法的な拘束力があります。また、財政部が解釈指針を公表する場合があります。これらも規範性文書の一部になります。

4 CSRCのQ&A

Zhang 財政部は、教育マテリアルも公表する場合がありますが、これらは法的な文書ではありません。CSRCが公表するQ&Aも同じです。開示要求事項を担当するのはCSRCです。証券法と会社法には基本的な開示要求事項が定められています。それに基づいて、CSRCは、アニュアル・レポート、目論見書、期中報告書等に関する様々な開示要求事項を定めています。開示要求事項には様々なレベルがあります。Q&Aは、主に一時的な問題を解決するために使われており、長期的なものではありません。

竹村 では、Q&Aには発効日と失効日があるのですか。

Zhang あまり明確ではありませんが、数年後、Q&Aは財政部の定める会計基準、又はCSRCの開示要求事項に組み込まれます。あるいは、目的適合性がなくなれば削除されます。Q&Aは一時的なものであり、法的拘束力はなく、法的枠組みの一部ではないのです。また、Q&Aは日々の規制上の取組みから生じるものです。日本の制度は分かりませんが、中国では、上場審査、上場承認プロセスはCSRCが担当します。株

式又は社債を発行したい場合、まず、CSRCの承認を得なければなりません。中国とは違い、米国は登録制度です。SECに目論見書を提出し、3か月以内に、SECに質問があれば質問します。質問がないとSECがいえば、上場することができます。中国では、CSRCから、まず、承認を得なければなりません。目論見書の承認に際して、CSRCは財務情報を含む目論見書を入念に審査します。継続開示には、アニュアル・レポート、中間報告書、臨時報告書（current report）が含まれます。臨時報告書とは、何かが発生した前又は後に公表される短い通知書です。継続開示について、第一線の監督は証券取引所が行います。

例えば、ある会社が明日アニュアル・レポートを公表したいと考える場合、まず、証券取引所にアニュアル・レポートを送付します。証券取引所はアニュアル・レポートに素早く目を通し、問題がなければ公表することができます。特定の部分に疑念が生じた場合には、質問が行われます。非常に疑わしい点があれば、証券取引所はCSRCに報告します。会社には年次・四半期の情報の質に責任があります。例えば、証券取引所とCSRCが疑念を抱き、数値の問題視した場合、それでも企業がアニュアル・レポートを公表したいならば、後日その問題をCSRCが調査することになり、おそらく非行政措置を講じます。非行政措置とは、罰則ではなく、何らかの警告を何らかの方法で出すことです。例えば、企業を呼び出し、説明を求めます。問題がなければ、英語でいうところのノーアクションレターを送付します。問題が深刻な場合、ほとんどの場合は、

企業は財務諸表の修正再表示を行います。あるいは、行政上の調査と罰罰を引き起こします。

竹村 一定の開示が不適切かどうかを判断する際、CSRCはQ&Aや教育マテリアルに基づいて判断を下すのでしょうか。それとも、唯一権威のある規範性文書のみに基づいて判断を下すのでしょうか。

Zhang すべてを総合的に考慮します。Q&Aは法的文書ではありませんが、ある程度の権威を有しています。SECのスタッフ会計公報や財務報告リリースのようなものです。それは、法的文書や権威あるものではありませんが、皆がそれに従っています。

竹村 検査は権威のない文書に基づいて実施されるのですね。

Zhang はい。ただし、刑事責任が問われる場合に限り、権威のない文書は法的な文書ではないため、裁判所や弁護士はそれを無視することができます。非常に稀ですが、CSRCがそのような事態に直面することもあります。中国では、企業と会計事務所がCSRCの課した制裁を受け入れない場合、関連する法律に基づいて、CSRCに対して訴訟を起こすことができます。そして、CSRCの決定がQ&Aに基づいている場合、裁判所はこれを認めません。法的な要求事項に基づいていなければならないのです。

竹村 決定は、権威ある文書に基づかなければならないというわけですね。

Zhang そうです。要するに、規制当局は非常に慎重にQ&Aを使わなければならないということです。Q&Aに基づいていることを指摘された場合、問題に直面する可能性が

ありますから。

竹村 日本の税法に係る基本通達とよく似ていると思います。基本通達には法的拘束力はありませんが、調査は基本通達に基づいて行われます。実質的にとても拘束力があるのですが、法廷で使うことはできません。

Zhang しかし、当然のことながら通常は、Q&Aを完全に無視することはありません。Q&Aは法的文書と併せて使います。

竹村 CSRCは、多くのQ&Aを公表しているのですか。それとも数はあまり多くないのでしょうか。

Zhangそれほど頻繁には公表されていないと思います。私がCSRCにいたときは、主任会計士室は数年間で6つだけ公表しました。今ではQ&Aの数が増えていると聞いています。しかし、どのQ&Aも些細な問題に関連するものでしょうし、2、3行のものかもしれません。

竹村 Q&Aは中国基準に関するもので、IFRSに関するものではありませんよね。それとも、IFRSに関する判断を行う場合にも使われるのでしょうか。

Zhang Q&AはIFRSに関するものではありませんし、会計基準に関するものではありません。CSRCに委任されている範囲内の開示だけに関連しているようです。CSRCは目論見書とアニュアル・レポートを審査しますが、例えば、より多くの企業に類似の問題がみられ、そのような論点について一般的な答えが必要であると感じた場合や、財政部が適切にガイダンスを提供できず、提案されているQ&Aが会計基準に従っている場合、CSRCは、上場企業の開示の首尾一貫性と質を確保するた

めにQ&Aの公表を決定するかもしれません。

もう1つの分野が、会計基準で取り上げられることのない中国固有の取引が存在する場合です。規制当局は、例えば、概念フレームワークの原則や他の関連法規に基づいて、何らかのQ&Aを示すかもしれません。しかし、申し上げたようにこれらはすべて一時的なものです。数年後、それらのQ&Aは目的適合性がなくなり削除されるか、法的枠組みの中に組み込まれます。

竹村 適切なQ&Aだけが法的枠組みに組み込まれるということですね。

Zhang そうです。数年後、Q&Aが有用であると財政部が考えた場合、財政部がそれらのQ&Aを基準に組み込む場合があります。あるいは、CSRCが開示要求事項に組み込む場合もあります。

竹村 二重上場企業の観点から考えると、まず、中国基準に基づいて財務諸表を作成し、その後、IFRSに調整すると思うのですが、最初に中国基準に基づいた財務諸表を作成するにあたり、企業はすべてのQ&A、財政部の規範性文書や規則を使うのでしょうか。

Zhang そうです。ときには、企業は公表する開示が財政部の会計基準だけでなく、CSRCの開示要求事項にも基づくと宣言するかもしれません。要するに、中国の制度は米国の制度に非常に似ています。

5 IFRSを中国基準に組み込む際の難しさ

竹村 翻訳の問題について伺いたいと思います。中国政府が国の会計基準にIFRSを組み込むにあたり、中国語に翻訳する必要があったと思



IFRS財団アジア・オセアニアオフィス
ディレクター 竹村光広氏

います。IFRSを中国基準に組み込む際の問題や課題、困難だった点はどうなるのでしょうか。

Zhang 私の理解では、国が国際基準をアドプションする方向性は、英語の読解力にある程度左右されると思います。社会の上層階級、例えば、政府高官、CPA、大学教授やほとんどのCEOやCFOにとって問題がない、あるいは、基本的に対応できる範囲であれば、その国におけるIFRSへの移行はずっと簡単だと思います。

韓国は数年前に完全版IFRSへの移行を決定しましたが、その理由の1つは、上層階級の英語読解力が十分に高いことがあると思います。台湾も同じです。中国はまだ準備ができていないと思います。4大会計事務所において、若い世代は英語を大変うまく話すことができますが、上の世代の英語スキルは十分ではないかもしれません。同様に、大手企業では、英語を話せる人が多くいる場合もあれば、そうではない場合もあります。英語読解力とは、基準を理解し、自分のものにし、適切に適用するということです。個人的には、ある意味で中国はまだ準備ができていないと思います。日本の状況は分

かりませんが、英語読解力があるかどうか完全版IFRSへの移行の障害の1つです。

2つ目に、国際基準を一字一句翻訳したとしても、一般の人にとってそれに従うことは容易ではありません。日本と中国には共通の法的背景がありますので、原則として同じであるとしても、会計基準の要求事項の一部はIFRSとは異なって書かれているかもしれません。ときには、特定のIFRSの要求事項が10行の場合、中国の人は、より少ない行で十分であると感じるかもしれません。さらに、中国基準は法的枠組みの一部ですので、IFRSのように例を持ったり、例を書いてはならないのです。率直に申し上げて、IFRSは世代から世代へと開発されてきました。IASBでは、例示をどのように組み入れるかについて厳密な方法は決まていません。設例として基準とは別に設定している場合もありますし、「例えば」や「～等」という表現により基準の中に例を組み入れている場合もあります。中国では、このような書き方は認められていません。これは場合によって問題になります。中国基準は、法的枠組みや伝統的な言語に基づいて書かなければなりません。しかし、基準設定主体は最善を尽くして、概念、原則、技術上の意味で相違を生み出さないようにします。IFRSを一字一句訳しても（実際、中国にはそのような版があります）、基準が理解可能で、法的に適切で、適切に適用することができ、その結果、高品質な情報になるとは思われないかもしれません。

竹村 英語特有の言い回しですね。

Zhang そうです。

竹村 しかし、これはIASBにとっても大きな課題だと思います。IASBは、様々な国で適用される会計基準の開発を目指していますが、各国の言語は異なりますから。IASBにとって、世界的に使用できる会計基準を開発することは非常に困難です。

Zhang そうですね。ほかにも、法的文書において説明のためのパラグラフを使うことができないことも、差異が生じる1つの理由として挙げることができます。そのようなパラグラフは根拠に示されるべきです。しかし、IFRSの要求事項にはそのようなパラグラフが多くあります。

中国と同じか類似した言語環境と法的枠組みを持っている他の国があれば、同じ問題が生じていると思います。しかし、国際基準は慣習法の実務から生じたものですので、慣習法の国であれば問題は生じませんが、私たちにとっては問題になる場合があります。

Ⅲ IFRS財団及びIASBとの関係

1 IFRS財団及びIASBに対する中国の貢献

竹村 まず、大局的な観点からお聞きしたいと思います。中国は、IASB及びIFRS財団にどのような貢献をしているのでしょうか。また、中国はIASBに何を期待しますか。IASBとどのように関与していきたいと考えているのでしょうか。さらに、東京のサテライト・オフィスが、アジアの中の一国である中国のために何をすべきかについてお考えをお聞かせください。

Zhang この数年で、IASBと中国の関わりは非常に大きくなったと

思います。しかし、率直に申し上げて、IFRSは世界のアジア地域の見解や懸念を十分に考えていないと感じることがあります。これでは、国際基準にはすぐに移行できないと感じる国があるかもしれません。そして、いくつかのケースでは、それが顕著に現れています。IASBは様々な論点について議論しており、頻繁に意思決定を変更していますが、これらのほとんどはアジア地域の要請によるものではありません。もちろん、「この地域の見解をなぜ考慮しなければならないのか。まだ完全にアドプションしていないではないか」と考える人もいます。

そのため、アジア地域の国はすぐに国際基準に移行することを躊躇します。例えば、IFRS第9号「金融商品」の策定に際して、IASBは取得原価に係る免除規定を削除しました。中国財政部は、コメント・レターで強く反対しました。これは、カバー・レターに書かれていた唯一の問題点でした。不幸なことに、IASBは最終的にこの免除規定を削除することを決定しました。私の理解では、多くの他のアジア諸国もこのような意見を持っていると思います。

竹村 読者の理解のために、取得原価に係る免除規定について少し補足説明をしていただけますか。

Zhang IAS第39号「金融商品：認識及び測定」は、ある資本性投資を公正価値で測定することを要求しています。しかし、信頼性のある公正価値を入手できない場合、あるいは、株式が市場に上場していない場合、IAS第39号では取得原価で測定し、かつ減損することができました。

竹村 市場価格のない株式を取得原価で会計処理できるという例外

規定のことですね。

Zhang はい。IASBは、IFRS第9号の開発期間中、この問題を非常に真剣に議論し、三度投票を行い、免除規定の削除に辛うじて賛成の投票をしました。その当時、基準をできる限り簡潔にしようとIASBが考えていたからです。1つの結論として導き出されたのは、すべての株式は公正価値で測定しなければならないというものでした。また、取得原価を使いたければ減損が必要になるからです。しかし、IASBは2度目の減損モデルを設けなくなかったのです。したがって、IASBは取得原価に係る免除規定を残さないことにしました。しかし、中国側はこれに強く反対しました。日本の多くの人がこれと同じ意見であることを知っています。IASBがIFRS第9号を辛うじて修正することを決定した後、多くの国がこの問題を再検討することを再度提案しました。しかし、IASBは再検討しないことを決定しました。この免除規定を維持する見解を個人的に支持しているのは私が中国出身であるからではなく、開発途上国での長年の規制当局者として、この免除規定を維持しなければ明らかに問題であると分かるからです。

竹村 そう思います。日本の一部の人は、IASBが彼らの意見をなぜ受け入れないのか不満に思い、それを疑問に感じています。何度意見を述べても、IASBが彼らを見捨て続けていると感じています。中国は、今後もIASBに意見を述べていきたいと考えているのでしょうか。

Zhang そうですね。中国人のIASBメンバーやIFRS解釈指針委員会メンバーもいます。しかし、場合によっては、日本の関与度のほうが

中国よりも高いですね。

竹村 日本のほうが、進展を見守り、IASBへの意見提供をきちんとしていると思われるということですか。

Zhang そうですね。相対的にそう思います。

竹村 しかし、中国もIASBにより多くの意見を示すことに関心を持っていますよね。

Zhang 日本も同じですね。

竹村 中国には、IASBの基準設定に自国の意見を反映させるための戦略があるのでしょうか。

Zhang 分かりません。当然、代表者の数が増えることを願っています。例えば、現在すべてのワーキング・グループに日本人は1人か2人いますが、中国人はずっと少ないです。すべてのワーキング・グループに代表がいる必要があるとは考えていません。しかし、中国の環境に関連のある基準についてのワーキング・グループにメンバーを追加したいと考えていると思います。

竹村 しかし最終的に、IASBが、ワーキング・グループのアイディアを取り入れない場合、ワーキング・グループの意見が聞き入れられないことになります。

Zhang そうですね。

竹村 日本と中国にとって重要なのは、ワーキング・グループだけではなく理事がスタッフとして、内部から基準の作成にもっと関与していくことだと思います。

Zhang そのとおりです。そのために私は1年に五度中国に戻っています。IASB理事の鶯地さんのように様々な場所に出向いて説明し、意見を聞かなければならないのですが、中国は非常に大きいため、大変です。

日本語や中国語を話せるのは私たちしかいませんので、責任を負わなければなりません。日本語や中国語を話さないIASBメンバーやIASBスタッフが日本や中国に多数来ていますが、言葉の障壁は相互理解にとっていつもマイナスの影響となります。

竹村 私も同じ意見です。アジア・オセアニアオフィスで働き始めて1年になりますが、アジアにおいて言葉は非常に重要です。各国の言語が異なるため、その国の言語が話せなければ、彼らとコミュニケーションをとるのは難しいです。

2 IASBの新興経済圏グループ

竹村 中国のいろいろな地域を訪問し、意見を聞き、IASB会議で伝えているということですが、新興経済圏グループ（EEG）についてはどのようにお考えですか。EEGの活用に関し、中国には何か戦略があるのでしょうか。

Zhang EEGの会議には一度しか出席したことがありません。他の会議には全く出席していません。私は、新興国の間で意見交換をすることは有用だと考えています。しかし、グループが表明した見解がIASBによって考慮されなかった場合、一般的にそのグループに対する関心は失われてしまいます。例えば、過去にEEGが議論した論点の中では、農業に関する論点についてIASBは公開草案を公表しました。これについて、IASBは意見を聞き入れたということができると思います。IASBは、相場価格のない金融商品の公正価値測定について教育マテリアルを既に公表しました。しかし、中国の関係者と議論したところ、彼らは当該文書が有用で適切であるものの、問題の解決にはなっていないと感じてい

ました。中国本土にとって、問題は公正価値の測定方法ではなく、公正価値を使用すべきか否かです。

竹村 ガイダンスを示すから、公正価値で測定しろ、と。

Zhang ガイダンスはその方法を示していますが、人々が問題にしているのは、基本的なデータを入手できないということであり、公正価値の数値を出すためのデータの使用方法ではないのです。これが、多くの人が取得原価に係る免除規定を必要とする理由です。そして、EEGでの議論の結果、IASBのプロジェクトにつながれば、人々は満足するでしょうが、私はあまり関与していないのでよく分かりません。

竹村 EEGでは、共通支配下の企業結合について議論していましたよね。IASBは、この論点を近い将来取り上げる予定はあるのでしょうか。

Zhang IASBの2013年9月の会議で審議を行いました。IASBには、過去に共通支配下の企業結合についてのプロジェクトがあったのですが、これは中断されています。しかし、当該企業結合については、2013年7月と9月に審議を行っています。7月は、企業結合の適用後レビューに関連して、このトピックについて議論しました。

竹村 IFRS第3号の適用後レビューでは、共通支配下の企業結合もカバーするのですか。

Zhang 9月に共通支配下の企業結合について個別に審議を行いました。共通支配下の企業結合を適用後レビューの一環で取り扱った場合、スタッフは、企業結合の会計基準には多くの論点があるため、議論が尽くされないのではないかと懸念があると説明しました。そのような理

由から、スタッフは、共通支配下の企業結合を個別プロジェクトとして取り扱うことも1つの方法として考えられると述べました。IASBはまだ決定を下しておらず、さらに調査を行うようスタッフに指示しました。

この論点は簡単ではありませんが、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)がこのプロジェクトを行っていたことがありますし、各国の基準設定主体のグループとEEGがこの論点について審議を行ったこともあります。多くのインプットが既にありますので、IASBはこのプロジェクトを実施すべきだと個人的には思います。

企業結合に関して現在の中国基準には、2つの章があります。1つは共通支配下ではない企業結合に関する章であり、もう1つは共通支配下の企業結合に関する章です。というのも、中国にはまだ国有企業が数多くあり、それほど一般的ではありませんが、それでも多くの取引が共通支配下で行われているからです。

竹村 IASBが共通支配下の企業結合を取り扱った場合、例えば、IFRS第3号とは別の基準になるのでしょうか。

Zhang 修正になる可能性もあります。個別のプロジェクトであったとしても、結果としてIFRS第3号の修正が行われる可能性もあります。「企業結合」のみに関連するのではなく、共通支配下の「取引」についてより幅広い基準を望む人もいます。IASBは、企業結合に範囲を絞ったプロジェクトにしたいと思います。

3 アジア・オセアニアオフィスへの期待

竹村 アジア・オセアニアオフィスのトピックに移りたいと思います。私は1年間アジア・オセアニアオフィ

スで働き、そこで何ができるか探してきました。そこで、アジアの中の一国である中国のためにアジア・オセアニアオフィスができることがあれば伺いたいと思います。

Zhang 2013年11月に開催される3か国会議は、どのような設備があり、何に協力できるかを財政部に対して説明するよいチャンスになると思います。

竹村 協力の1つの方法として考えているのが、より多くのIASBスタッフがロンドンからアジアに来て、より多くのアウトリーチ活動を行うことができるように、日本だけでなく、中国、東アジアにおいてアウトリーチ活動を開催することです。

Zhang そうですね。例えば、東京で2日、北京で2日開催すれば、より簡単です。特に、ソウル、東京、中国本土、香港は非常に近いですから。台湾も近いですね。近ければ、一度の出張で様々なことを成し遂げることができます。そうすれば協力して活動を行うことができますね。同意見です。

竹村 私が今考えているもう1つの分野は、リサーチ・プロジェクトです。IASBはリサーチ・プロジェクトを始めることになっており、ロンドンのシニア・テクニカル・ディレクターは、アジア・オセアニアオフィスを使って何らかのプロジェクトを立ち上げることを検討しています。中国が特定のリサーチ・プロジェクトに関心があれば、協力することができます。

Zhang もしかしたら、問題があるかもしれません。AOSSGのワーキング・グループに関係することなのですが、双方で調整し、AOSSGのワーキング・グループとアジア・

オセアニアオフィスの関係性を明確にするべきだと思います。調整ができれば、もっとスムーズになると思います。

IV おわりに

竹 村 最後に、読者に向けたコメントをいただけますか。このインタビューは『会計・監査ジャーナル』に掲載されます。読者の大多数は、日本公認会計士協会の会員になります。読者に向けたメッセージをいただければ幸いです。

Zhang 日本と中国は、法的制度の点で非常に多くの共通点があります。実は、中国の法的な枠組みは清王朝の後、日本から来ています。歴史をご説明すると、日本はドイツから法的枠組みを採用しました。中華民国が100年前に建国された際、中国の法的枠組みを構築するにあたり日本を参考にしました。基本的な法律の多くは、実は、日本から来ています。そのため、多くの分野で私たちは共通点を有しています。私は、日本の人たちとはコミュニケーションが容易であり、なぜこの懸念を抱いているのかを理解しあうことが容易であると個人的に感じています。

今日は、会社法については話しましたが、会社法に関しても、日本と中国はお互いの考え方を理解することが簡単だと思います。ですから、交流を促進し、お互いをよく知り、お互いを理解しあうべきだと思います。これはとても重要です。また、1セットの国際基準の構築に寄与するために協力していくべきです。中国政府は完全なアドプションを決定していませんが、常に1セットの国際基準を支持してきました。

全世界、そして、中国自身にとってもそれが有用だと感じているのです。私たちは協力すべきです。竹村さん、鶯地さん、前IASB理事の山田さんとはとても友好的な関係を築いていますし、鶯地さんとは意見が同じことが多いです。

竹 村 素晴らしいです。ありがとうございました。

〈注〉

- i IASBは2013年7月にディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」（コメント期限2014年1月14日）を公表している（原文及び和訳はIFRS財団及びIASBウェブサイト <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Conceptual-Framework/Discussion-Paper-July-2013/Pages/Discussion-Paper-and-Comment-letters.aspx>参照）
- ii 中国本土市場に上場する株式はA株、香港市場に上場する株式はH株、両市場に上場する場合、A+H株と呼ばれる。
- iii 経団連及び米国財務管理者協会（FEI）共催の懇談会（2013年10月16日）でのRussell G. Golden FASB議長の講演を参照（FASBウェブサイト http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176163511018）
- iv 中国会計基準のガイダンスでは、例えば、ファイナンス・リースの認定基準の1つとして、通常、リース期間がリース資産の経済的耐用年数の75%以上を占める場合という定量的規準を設けている（《企業会計準則第21号－リース》応用

指南二（一））。（有限責任監査法人トーマツ中国室『中華人民共和国企業会計準則及び応用指南－日中対訳－』参照）

教材コード J020691
 研修コード 2104
 履修単位 1単位